別表十八の三　記載要領

この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

⑴　租税特別措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

⑵　租税特別措置法第60条第１項又は第２項（沖縄の認定法人の課税の特例）

⑶　租税特別措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

⑷　租税特別措置法第66条の５の２第３項（第１号に係る部分に限る。）（対象純支払利子等に係る課税の特例）

第二条のうち地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）別表二の改正規定の次に次のように加える。

別表二付表の表中「地方法人税控除限度額（別表二「18」）」を「地方法人税控除限度額（別表二「21」）」に、「地方法人税の額から控除する金額（(法人税申告書別表六の二(二の二)「８」)と(別表一「６」)のうち少ない金額）」を「地方法人税の額から控除する金額（(法人税申告書別表六の二(二の二)「８」)と(別表一「７」)のうち少ない金額）」に、「地方法人税の額から控除する金額（(法人税申告書別表十七(三の六)「８」)と(別表一「６」)－(11)）のうち少ない金額）」を「地方法人税の額から控除する金額（(法人税申告書別表十七(三の六)「８」)と(別表一「７」)－(11)）のうち少ない金額）」に改め、同表の記載要領第１号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第４条の規定による改正前の地方法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）」に改め、同第二号中「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同第三号中「連結子法人が」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の」を、「昭和32年法律第26号」の次に「。次号において「令和２年旧措置法」という。」を加え、同第四号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同表を別表二付表三とする。

第二条のうち地方法人税法施行規則別表二付表を同令別表二付表三とし、同令別表二の次に二表を加える改正規定中「別表二付表を別表二付表三とし、」を削る。

第二条のうち地方法人税法施行規則別表三の記載要領第四号の改正規定のうち同号⑵中「当該加算された金額」を「前課税事業年度の法人税法施行規則別表六(八)付表「31」及び「36」、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」及び「24」の金額」に改める。

第二条に次の改正規定を加える。

別表四の表中「課税標準法人税額（法人税申告書別表十九「12」）」を「課税標準法人税額（法人税申告書別表二十「12」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第６条第４号」を「第６条第３号」に、「第19条第６項」を「第19条第５項」に、「第16条第10項」を「第16条第６項」に改める。

附則第二条第二項中「附則第十条に」を「以下附則第十条までに」に、「附則第十二条において「旧租税特別措置法」」を「附則第四条の二及び第十二条において「旧租税特別措置法」」に、「附則第十四条に」を「附則第四条の二及び第十四条に」に、「、第二条」を「(附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。)、第二条」に、「、第七条」を「(附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。)、第七条」に改める。